

(様式2: 監理委員会への報告)
会計法令に基づく監督・検査の状況

法務省矯正局総務課
平成29年10月20日

1 対象公共サービスの事業名 刑事施設の運營業務	
2 対象公共サービスの内容 作業業務, 職業訓練業務, 教育業務及び分類業務(黒羽刑務所, 静岡刑務所及び笠松刑務所)	
3 監督・検査の状況	
	平成22年5月～平成29年3月
(黒羽刑務所) 公共サービス実施民間事業者名: 三井物産株式会社	
監督・検査の状況	会計法令, 契約において定めた事項について監督・検査を実施したところ, 契約の解除や公共サービス改革法に基づく罰則の適用となる該当事項はなかった。
(静岡刑務所) 公共サービス実施民間事業者名: 三井物産株式会社	
監督・検査の状況	会計法令, 契約において定めた事項について監督・検査を実施したところ, 契約の解除や公共サービス改革法に基づく罰則の適用となる該当事項はなかった。
(笠松刑務所) 公共サービス実施民間事業者名: 三井物産株式会社	
監督・検査の状況	会計法令, 契約において定めた事項について監督・検査を実施したところ, 契約の解除や公共サービス改革法に基づく罰則の適用となる該当事項はなかった。
(注記事項)	